

17. 除雪機械運転員資格基準

(白 紙)

除雪機械運転員資格基準

(目 的)

第1条 この基準は、道路除雪作業において、一般車両及び歩行者の安全と作業者自身の安全を確保するとともに、施行能率の向上を図るために、除雪機械運転員の資格を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この基準において「建設機械施工技士」とは、建設業法施行令第27条の3（昭和31年8月29日政令273号）に規定する建設機械施工の技術検定に合格した者をいう。

2. この基準において、「技能講習」とは、労働安全衛生規則第78条第21号（昭和47年9月30日労働省令第32号）に規定する車両系建設機械運転技能講習をいう。

3. この基準において「除雪講習」とは、別表－1に定める内容を網羅した講習をいう。

(適 用)

第3条 この基準は、東北地方整備局が施工する国土交通省直轄管理国道の除雪作業等における除雪機械の運転員に適用する。

(運転員の資格基準)

第4条 運転員は、道路交通法に規定する当該機械の運転に必要な免許を所有していなければならない。

2. 運転員は、前項によるほか、別表－1に該当する資格を有していなければならない。

(運転員の除雪講習)

第5条 運転員は、「除雪講習」を受講して技能の維持と向上に努めなければならない。

(除雪機械運転員届)

第6条 道路維持工事等（除雪作業を含む）の請負に当って、主任監督員は現場代理人に請負工事用建設機械貸付仕様書に定めた除雪機械運転員届を提出させるものとする。

2. 道路維持工事等（除雪作業を含む）の請負に当って、主任監督員は現場代理人に除雪講習の内容及び、受講証等の写し等、受講が確認できる資料を提出させるものとする。

附 則

第4条第2項別表－1の「除雪講習修了」の資格を有する者とは、除雪講習終了後5年以内の者とする。

(別表-1)

除雪機械運転員資格基準

| 運 転 す る 除 雪 機 械 | 所有すべき 免 許 | 必 要 な 資 格 | 経 験 年 数 | | 摘 要 |
|------------------------------|-----------------|---|----------------------|---------|---------------------------------|
| | | | 車 両 種 別 | 経 験 年 数 | |
| 除雪トラック | 大型免許 | 除雪講習修了 | 大型自動車 | 1 | |
| 除雪グラダ | 大型特殊免許 (装輪式) | 建設機械施工技士 (3種)又は 技能講習修了、及び 除雪講習修了 | 大型特殊自動車 (装輪式) | 2 | |
| 除雪ドーザ及び トラクタショベル (装輪式) | 〃 | 建設機械施工技士 (1種)又は 技能講習修了、及び 除雪講習修了 | 大型特殊自動車 (装輪式) | 1 | |
| ロータリ除雪車 | 〃 | 除雪講習修了 | 大型特殊自動車 (装輪式) | 2 | 大型特殊自動車に属する小形除雪車を含む (50PS以上) |
| 小形除雪車 | 小型特殊免許 | 〃 | 普通自動車 又は 軽自動車 | 2 | |
| 小形除雪機 (ハンドガイド式) | 〃 | 〃 | 小型特殊 運転免許 相当以上 | 1 | |
| 凍 結 防 止 剤 散 布 車 | 普通免許 | 〃 | 普通自動車 | 1 | |
| | 中型免許 | 〃 | 中型自動車 | 1 | |
| | 大型免許 | 〃 | 大型自動車 | 1 | |

※除雪講習は、任意機関（請負者自ら行う場合も含む）が行うもので、作業時における安全性の確保、各除雪機械毎の施工方法及び、点検方法等の習得を目的に以下の内容について行うものとし、4時間以上を要した講習とする。

- ①各機械の施工方法及び施工の留意点
 - ・ 除雪機械毎の除雪工法の習得
 - ・ 除雪機械毎の特性
 - ・ 作業実施における留意点等
- ②除雪作業の安全対策
 - ・ 基本的注意事項
 - ・ 誘導員配置上の注意事項
 - ・ 作業時の一般車両への注意事項
 - ・ 機械の取り扱い上の注意点
 - ・ 除雪機械を起因とした事故の事例と対策
- ③除雪機械の取り扱い
 - ・ 点検の目的
 - ・ 点検時の注意事項
 - ・ 始業前点検
 - ・ 作業終了後の保守
 - ・ 保管期間の注意事項